

業務委託仕様書

1 業務の目的

本県の令和3年度における骨折の医療費は、入院医療費が約87%を占めており、また、一人当たり医療費は全国平均より約1.2倍高い状況である。骨の健康のためには、ライフステージに応じた予防が必要だが、必要な知識を適切な年代で獲得できていない、骨粗鬆症への関心が低い、検診があることを知らない、といった現状がある。

そこで、県内市町国民健康保険（以下「市町国保」という。）の被保険者に対して、効果的な周知・啓発活動を行うことにより、骨粗鬆症のリスクを正しく認知し、骨量獲得・検診・治療に関するリテラシーを高め、ライフステージに応じた必要な予防行動をとることで、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進する。

2 委託業務名

令和7年度広島県市町国民健康保険骨粗鬆症予防広報業務

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の目標

市町国保の被保険者が、骨粗鬆症のリスクや予防方法を正しく理解している。

具体的には、骨粗鬆症予防の知識に関して、一般常識と予防行動につながる知識にギャップがあるため、このギャップをなくすことを目標とする。

5 業務の内容等

(1) 広報実施期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

(2) 業務内容

広報の企画・実施・効果検証までの一切の業務とする。

なお、イベント及び景品配布などのインセンティブを用いた広報は実施しないものとする。

また、次のアからカの内容については、必須とする。

ア ロゴの作成

「骨活（ほねかつ）」及び「骨活（ほねかつ）のプロジェクト」（プロジェクト名は県が別途指定）のロゴの案を各複数種類作成し、発注者、受注者が協議の上、決定する。校正は最大3回とする。決定したロゴを、各種広告媒体に使用すること。

イ WEB広告

(ア) バナー案の作成

バナー案は動画を含む複数種類作成し、校正は最大3回とし、発注者、受注者が協議の上、決定する。

(イ) WEBサイトのデザイン・構成内容案の作成

① ランディングページ

ランディングページは、県のサブドメインを発行し、外部サーバーに置くものとする。

ランディングページには、骨粗鬆症に対するリテラシーの向上に資する動画（アニメーション動画）を掲出することとし、受注者は、デザイン・構成内容案を作成し、発注者と協議の上、決定する。校正は最大4回とする。

② WEBサイト

WEBサイト上には骨粗鬆症のリスクや予防方法に関する情報を掲載することとし、受注者は、デザイン・構成内容案を作成し、発注者、受注者が協議の上、決定する。校正は最大3回とする。

(ウ) WEB広告の配信

最大4か月間、配信を行うこととし、掲出メディアは、Instagram、LINE、Google、Yahoo、YouTube等を想定しているが、掲出メディアについては、受注者が提案し、発注者、受注者が協議の上、決定する。

(エ) 効果検証

WEB広告のコンバージョンは、ランディングページ上の動画の視聴時間とする。
その他、WEB広告に係る効果測定の方法等について提案すること。

ウ ポスター等

(ア) ポスター

① デザイン案の作成

受注者は、通常サイズとエの交通広告用について複数種類の案を作成し、発注者、受注者が協議の上、決定する。校正は最大2回とする。

② 作成枚数

通常サイズ 200枚

交通広告用 エの中で提案すること。

③ 納品先

通常サイズのポスターを、発注者が指定する場所へ納品すること。送付先は32箇所を見込むこと。

(イ) チラシ

受注者は、デザイン案を作成し、発注者と協議の上決定し、30,000枚を発注者が指定する場所へ納品すること。送付先は23箇所を見込むこと。校正は最大2回とする。

(ウ) 広報誌掲載用ビジュアル

受注者は、市町の広報誌に掲載するビジュアル案を作成し、発注者が指定する形式で納品すること。校正は最大2回とする。

エ 交通広告

令和7年10月及び令和8年1月に交通広告を行うこととし、受注者は、掲出交通機関や掲出方法について提案すること。

オ デジタルサイネージ広告

令和7年10月中旬、デジタルサイネージによる広告を行うこととし、受注者は、ポスターのデザインを基にした案を作成し、発注者、受注者が協議の上、決定する。校正は最大2回とする。

掲出場所は、広島市本通り商店街アーケード入口とする。

カ 事業の効果測定

イ(イ)②で作成したWEBサイト上でアンケート調査を実施すること、また、これとは別に、広告前と事業終了後に、モニターによるアンケート調査を実施し、事業評価を行い、報告書を発注者へ提出すること。

(ア) 目的

- ① WEBサイト上の調査
広告等を通じて骨粗鬆症に関心を持った人の意識を調査する。
- ② モニターによる調査
骨粗鬆症への関心の有無が不明な人の意識を調査する。

(イ) WEBサイト上のアンケート調査

設問数及び設問内容はモニター調査と同様とする。

(ウ) モニター調査の概要

- ① 設問数
モニターの基本属性を把握するための設問に本調査の質問(別紙のとおり)を加え、全 10 問程度とする。
- ② 調査対象モニター
広島県内在住の 40.50 歳代の女性とする。
なお、同一条件の対象者に、事業の前後で調査を実施する。
ただし、次の点に注意すること。
 - a 次の b 及び c のモニター品質管理水準が保証されたモニター母集団から対象者をランダムに抽出することができること。
 - b 不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、「不正モニター」とは次の i から iii のモニターをいう。
 - i 不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター
 - ii 重複・なりすましと判断されるモニター
 - iii その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター
 - c 登録属性につき、適切に更新がなされていること。
- ③ 調査地域
広島県内全域
- ④ サンプル数
2,000 程度×2回(同一条件の対象者で行うこと)
- ⑤ サンプル割付

区分	広告前	事業終了後	
		広告素材添付なし	広告素材添付あり
40 歳代	1,000 程度	500 程度	500 程度
50 歳代	1,000 程度	500 程度	500 程度

(エ) モニター調査の実施

- ① モニター提供・抽出
- ② インターネットアンケートの実施
 - a アンケート入力フォーム作成
 - b アンケートサイト画面作成
 - c アンケート配信
 - d 回答データ回収・集計・管理

(オ) 中間報告

広告前に実施したモニターによる調査結果の単純集計表を、発注者の指定する期日までに提出すること。

(カ) 最終報告

① 調査結果の集計・分析

調査の概要、調査結果（設問ごとの結果、分析、評価、図表等）、数表（集計表）、単純集計結果などを年齢別に取りまとめる。併せて、WEBサイト上のアンケート調査結果を加えた骨粗鬆症予防に関するリテラシーの向上に向けた現状分析とともに、必要なクロス集計を行うこと。

なお、集計方法や、集計フォーマットの作成にあたっては、別途発注者と協議する。

② 集計データ納品

③ 報告書の作成・納品

6 実施時期

実施内容			実施時期
5 (2)	ア	ロゴの作成	令和7年9月中旬迄
	カ (ウ)	モニター調査（広告前）	令和7年9月末迄
	ウ (ア)	ポスター納品	令和7年9月末迄
	ウ (ウ)	広報誌掲載用ビジュアル作成	令和7年9月末迄
	エ	交通広告（前半）	令和7年10月
	オ	デジタルサイネージ広告掲出	令和7年10月中旬
	イ (ア) (イ)	WEB広告作成	令和7年10月下旬迄
	イ (ウ)	WEB広告の配信の開始	遅くとも令和7年10月末迄
	イ (エ)	WEB広告の効果検証の開始	WEB広告配信と同時
	カ (イ)	WEBサイト上のアンケート調査開始	WEB広告配信と同時
	ウ (イ)	チラシ納品	令和7年11月上旬迄
	エ	交通広告（後半）	令和8年1月
	カ (ウ)	モニター調査（事業終了後）	令和8年2月末迄

7 成果品の納期等

(1) WEB広告・ポスター等

納品物	形式	数量	納期
制作した広報媒体 （映像・音声・画像・広告物等）	電子データ（※）	1式	完了の日から起算 して10日以内又は 令和8年3月31日 のいずれか早い日
完了報告書（効果測定の結果を含む。）	印刷物（A4版）	5部	
	電子データ	1式	

※広告物等で紙媒体がある場合は、紙媒体を含む。

(2) アンケート調査

納品物	形式	数量	納期
① 調査画面 ② 回答ローデータ（Excel形式） ③ 単純集計表（Excel形式） ④ クロス集計表（Excel形式、5(2)カ(カ)①に記述。） ⑤ ③に関する図表（集計結果をグラフ化）、④に関する図表（目標に沿った集計） ⑥ ①～⑤を含む報告書（電子データ）	電子データ	1式	完了の日から起算して10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日

8 その他

業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に記載するほか、次の事項を遵守すること。

(1) 業務の体制

受注者は、本業務の実施に当たって業務を総括する責任者を1名配置するとともに、業務担当者を明確にし、それぞれの所属や氏名、従事する業務を明記した任意の書面を提出すること。
なお、書面は、業務委託契約約款第3条に基づく業務工程表と併せて発注者に提出すること。

(2) 本県との調整

本業務の円滑な実施に当たって、発注者と定期的に打ち合わせをし、本業務の進捗状況を適宜報告する等、連絡調整を図ること。
また、打ち合わせを行った場合は、議事録を作成し発注者に提出すること。

(3) 再委託等

受注者による第三者への委託（以下「再委託等」という。）を行う場合は、次のとおりとする。

ア 発注者の承諾

本業務の一部を再委託等しようとする場合、受注者は、次に掲げる事項を明記した書面を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

- (ア) 再委託等する業務の範囲
- (イ) 再委託等の合理性及び必要性
- (ウ) 再委託等の相手方の概要及びその体制（業務履行能力）と責任者
- (エ) 再委託等に係る金額

イ 再委託等の要件

再委託等する場合、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託等することはできない。また、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。

なお、再委託等の相手方に対して、業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に記載する事項を遵守させる必要がある。

おって、再委託等の相手方の行為については、受注者が再委託等の相手方と連帯してその責任を負うこと。

(4) WEB広告

ア WEB広告の実施に当たっては、

- ・ブラックリストの活用
- ・掲載先サイトの定期的な確認 など

を通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。

イ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

(5) 肖像権の使用許諾

本業務の実施に当たって、肖像権の使用許諾が必要となる場合は、必要な手続きの一切を、受注者の責任において行うこと。

(6) 有識者による監修

本業務は、骨粗鬆症のリスクや予防に関する情報を発信するものであり、内容に専門性を有するものである。

したがって、受注者は、発注者との連携のもと、業務の過程において、医学分野の学識経験者の監修を受けること。

(7) 成果品の帰属

ア 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受注者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受注者あるいは第三者に帰属するものとする。

イ 受注者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受注者の責任により対処するものとする。

(8) その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(別紙)

骨粗鬆症に対するリテラシーの向上に関するアンケート調査 質問内容

質問		回答の選択肢			
①	若いころの食生活や運動習慣は将来の骨折の予防に関係がある	知っている	知らない		
②	骨量のピークは20歳ごろである。	知っている	知らない		
③	加齢や閉経によって女性ホルモンが減少することで、骨がもろくなる	知っている	知らない		
④	骨粗鬆症は自覚症状なく進行する	知っている	知らない		
⑤	骨粗鬆症になると、ころぶ、重いものを持ち上げる、くしゃみや咳、体をひねるなどで、骨折する可能性がある	知っている	知らない		
⑥	骨粗鬆症による高齢期の骨折は寝たきりなどのきっかけになる	知っている	知らない		
⑦	一度骨折すると、次々と骨折しやすくなる	知っている	知らない		
⑧	骨粗鬆症は治療ができ、将来の骨折を予防できる	知っている	知らない		
⑨	骨によい食事や運動がどんな内容か知っている	知っている	知らない		
⑩	現在の自分の状態を知るために、骨密度を測りたい	すでに、測ったことがある	今後、測りたい	測りたいが、どこで測れるか知らない	測りたくない